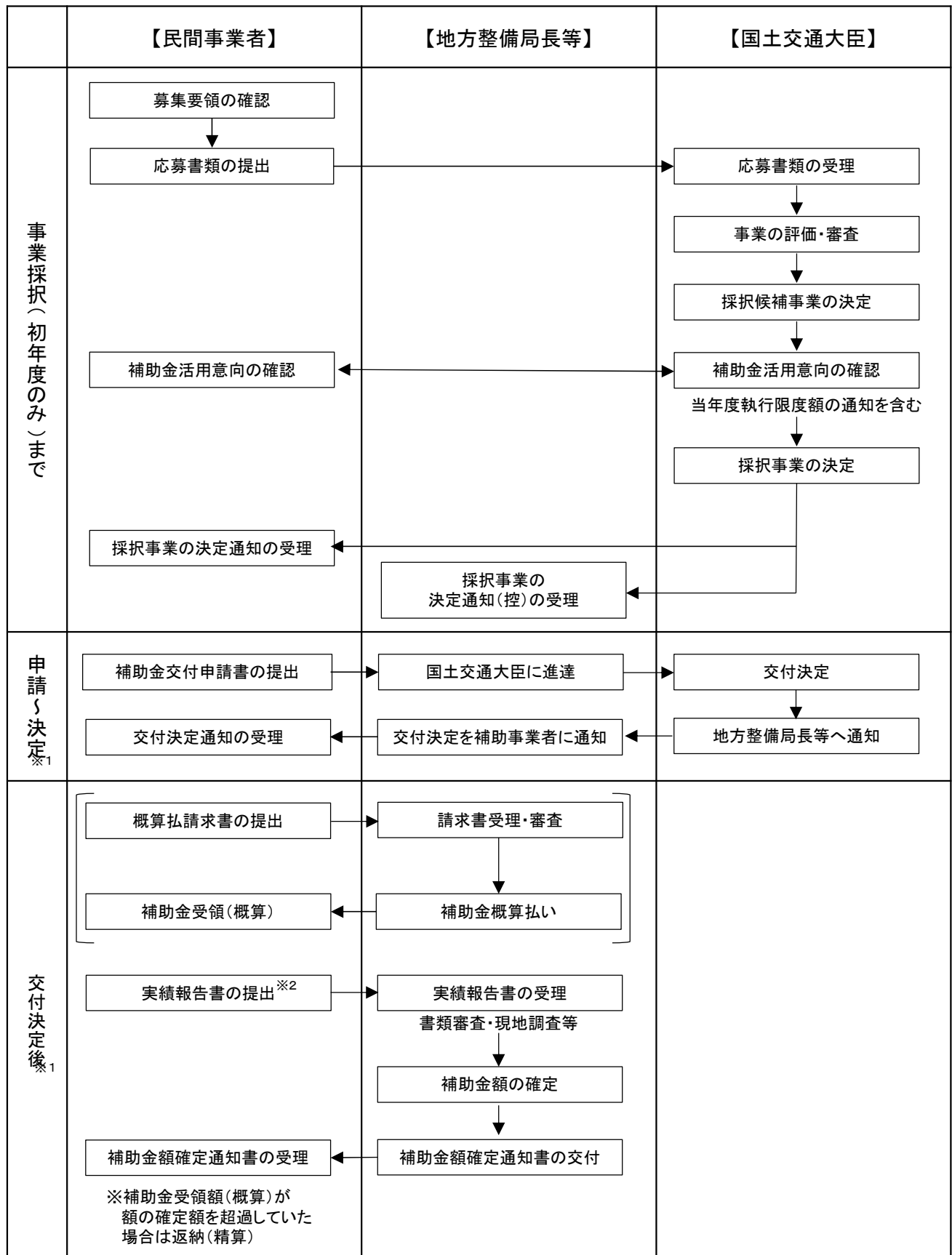


港湾機能高度化施設整備事業(コンテナ荷役システム高度化支援施設)
コンテナターミナルゲート高度化 実施フロー



※₁ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、港湾関係補助金等交付規則(昭和36年6月28日運輸省令第36号)及び募集要領に基づく

※₂ 補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合は、補助金等の交付の決定のあった日の属する会計年度の翌年度の4月30日まで。